

行政効率化推進計画に盛り込むべき新たな取組案
(無駄ゼロ目安箱からの提案等を踏まえた取組案)

1. 公用車の効率化

- (1) 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。(a,c)
- (2) 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。その際、鉄道・バスの利用促進のためIC乗車券の導入を図る。(a,b,c)
- (3) 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り替えを行う。(a)
- (4) アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車、低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。(a)
- (5) 交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。(a)

2. 公共調達の効率化

- (1) 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品等の一括調達の推進等を図る。(a,b,c)
 - ・ 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達の推進などにより契約件数の縮減を図るとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を図る。
 - ・ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を図る。

- ・ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括して契約することにより競争入札に付すことができるものについては、一括して契約するよう徹底を図る。
- ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。

合同庁舎の共用部分と専用部分に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。

合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行ったり各官署が割り振られた契約のみを行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう事務の省力化方策について検討する。

合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。

(2) 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。(a,b,c)

- ・ 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。
- ・ 地方支分部局等を設置している府省にあっては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
- ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。(再掲)

(3) 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業によ

る競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。(a)

(4) 各省庁は、各省庁の組織令等に基づき会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。(a)

(5) 適正な物品管理の観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各省庁における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。(b,c)

4．電子政府関係の効率化

(1) 霞が関 WAN で提供されている共通情報検索システムの正確性をさらに高め、業務の効率化に資するとともに、内閣法制局の審査において、同システム及び法務省大臣官房編『現行日本法規』の電子データを参照条文として利用できるよう対応する。(内閣法制局、総務省、法務省)(a)

(2) 法規集や例規集については、加除式のペーパーを含め、各官庁が購入しているところであり、実務要覧などは毎年購入しているところであるが、それらを CD-ROM 等に電子データ化し職員にて配布し、紙のものを最小限とするよう、契約方式を見直す。(a)

5．アウトソーシング

以下について、アウトソーシングを推進する。

(1) 新聞記事のクリッピング業務。(a)

(2) 国際会議、審議会等の会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務。(a,b)

(3) 国家試験運営業務(願書收受、受験者データ入力等)。(b)

(4) 地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務。(b)

8．国民との定期的な連絡に関する効率化

- (1) 簡易書留で配達している郵便物を配達記録に変更。(a)
- (2) 信書以外の郵便物についてメール便等を活用。(a)
- (3) 冊子小包郵便や大口発送による特別料金等の割引制度の活用。(b)
- (4) 書式の簡略等により封筒から葉書への変更。(a)

9．出張旅費の効率化

- (1) 出張を行う際には、最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整えること。(a,b,c)
- (2) パック商品の利用を積極的に推進すること。(a,b,c)
- (3) 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直す。(c)

12．環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

- (1) 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)等に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」(環境省取りまとめ)等を踏まえ、エネルギー・資源使用の効率化を図ること。(a,b)
- (2) エネルギー・資源使用の効率化に当たっては、蛍光灯の照明のインバーター化、OA機器及び照明のこまめなスイッチオフ、簡易ESCO診断等のハード面・ソフト面における可能な限りの対策を推進すること。(a,b)

注1：(a)は目安箱からの提案、(b)は各省庁からの提案、(c)は行政評価局の勧告を参考とした取組案である。

注2：「環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化」について各省や各職員から寄せられた提案については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月3

0日閣議決定)、いわゆる政府実行計画の枠組みにおいて、同様の取組をより広範かつ網羅的に進めていることから、そちらの枠組みの中で対応を検討することとしたい。